

平成十九年十一月十三日受領
答弁第一九〇号

内閣衆質一六八第一九〇号

平成十九年十一月十三日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出フジモリ・元ペルー大統領の裁判における我が国の支援に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出フジモリ・元ペルー大統領の裁判における我が国の支援に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、日本国籍を有する者に対し、個別具体的な必要に応じ、国際法上認められる範囲内で、海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に関し、適切な措置を講ずることとしている。

政府は、かかる方針に照らして、在チリ日本国大使館を通じ、チリ最高裁判所の判決に対するフジモリ氏の意向を確認した。

また、同様に、在ペルー日本国大使館を通じ、ペルー政府に対し、フジモリ氏が公正な待遇を受け、適正手続を経て司法判断を受けることが重要であるとの我が国の立場を説明している。

二について

政府は、その後も、ペルー政府に対し、フジモリ氏が公正な待遇を受け、適正手続を経て司法判断を受けることが重要であるとの我が国の立場を説明している。